

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
錦町	一武 ①上平岩、下平岩、浜川、東方 ②土屋、覚井、元忠ヶ原、小川、栄、上忠ヶ原、中忠ヶ原、 下忠ヶ原、東下原、西下原、原田川、東原、西原、内村 ③昭和、切原野、狩政、別府 ④寺村、上本別府、下本別府、中島、山仁田 ⑤横山、中原 ⑥上福島、下福島、一武駅通り	令和4年3月31日	令和6年4月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	595.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	445ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	128.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	46.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	36.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>経営者の高齢化が他地区と同様に進んでおり、若手農業者については少ない状況となっている。 20代からの就農促進及び早めの経営継承の準備が必要。 集落①については、中心経営体の耕作地引き受け意向が確認できなかったため、高齢化に伴う耕作放棄地の増加が懸念される。 10年以内に売りたい・貸したい耕作地が、集落②については7.6ha、集落④については8.5ha、集落⑤については7.8haあるため、中心経営体の引き受け面積の拡大が必要。 集落⑤については、後継者が不明・未定と回答した50代以上の農業者の耕作面積は23.8haと、地区全体の耕作面積の約半数に上るため、後継者づくり及び若年層の就農促進が必要。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落①の農地利用は、個人の認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落②の農地利用は、個人の認定農業者7経営体、法人1経営体を主として17の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落③の農地利用は、個人の認定農業者6経営体、法人1経営体を主として13の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落④の農地利用は、個人の認定農業者11経営体を主として22の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落⑤の農地利用は、個人の認定農業者4経営体を主として10の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落⑥の農地利用は、個人の認定農業者4経営体を主として5の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

上記に加え、熊本県認定の認定農業者4経営体(うち法人1、個人3)、他市町村の認定農業者2経営体(うち個人2)への集約も促進していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田17筆 2.822haとなっている。
※一部、水源確保が困難な農地がある。

農地の借入意向

借入意向が確認された面積は10経営体で16.5haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構を積極的に活用していく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。